貸金業者向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ．貸金業者の監督に当たっての評価項目	Ⅱ．貸金業者の監督に当たっての評価項目
Ⅱ－２　業務の適切性	Ⅱ－２　業務の適切性
Ⅱ－２－４　システムリスク	Ⅱ－２－４　システムリスク
Ⅱ－２－４－１　システムリスク管理 （１）（略） （２）監督手法・対応 ①　（略） ②　障害発生時 イ．コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局宛てに報告を求めるとともに、次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。 なお、ｂ．及びｃ．に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。	Ⅱ－２－４－１　システムリスク管理 （１）（略） （２）監督手法・対応 ①　（略） ②　障害発生時 イ．コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式１）にて当局あて報告を求めるものとする。ただし、ＤＤｏＳ攻撃事案の場合は「ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））　別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ　別添様式２）による報告も可能とする。 なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。

改正案	現行
また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を行うこと。）。 なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。 ａ．ＤＤｏＳ攻撃事案　ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月 28 日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）　別添様式１） ｂ．ランサムウェア事案　ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式２） ｃ．上記ａ．及びｂ．に該当しない事案　その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式３）	また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも１か月以内に現状について報告を行うこと。）。 なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。
（注１）経過措置 令和９年３月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式１）による報告も可能とする。	（新設）
（注２）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハ	（注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハ

改正案	現行
ードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。	ードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。
ロ.　（略）	ロ.　（略）
③　（略）	③　（略）